

独立行政法人国際協力機構の第2期中期目標期間の業務実績に関する項目別評定表

平成24年8月23日

中期目標評価: 中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。
事業年度評価: 中期計画において定められた各項目についての実施状況を評価する。

(評定の定義)
イ: 中期目標を大きく上回って達成した。
ロ: 中期目標を十分に達成した。
ハ: 中期目標を達成した。
ニ: 中期目標を達成していないが、進展はあった。
ホ: 中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置									
(1) 組織運営における機動性の向上									
<p>機構は、開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また機構は、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。</p> <p>また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。併せて機構は、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。</p> <p>さらに機構は、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを促進する。</p>	<p>(1) 組織運営における機動性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助(以下「ODA」という。)実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導体制の定着を図る。 ●部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。 ●既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。 ●EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・現地ODAタスクフォースへの参加実績 ・在外主導体制の定着状況 ・部局間の連携強化に向けた取組 ・決裁プロセスの合理化に向けた取組 ・予算執行管理機能の強化状況(政策上の要請に的確かつ機動的に対応するための情報管理・共有) ・海外拠点の配置状況(OA卒業国に設置されている拠点の廃止、統合に際しての事務所の一本化等) ・国内拠点の配置状況(機能、利用状況、コスト等)にかかる第三者の参加を得た検証結果) 	A	A	ハ	ハ	ハ	No.1 ハ	<p>機構は、平成20年10月の旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合を踏まえ、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を一体的に運用する新組織の体制及び業務フローを整備するとともに、現場の機能強化、海外拠点の統合や配置の見直し、国内拠点の機能強化に取り組んだ。</p> <p>本部組織の見直しについては、統合効果の発揮と業務の効率化・迅速化を図ることを目指して、部室課の削減や分掌見直し等に継続的に取り組んだ結果、20年10月の統合時の35部・室・局168課体制から、4部・室・局23課削減し、23年度末時点で、31部・室・局145課体制への改編を実現した。</p> <p>現場の機能強化に向けた取組としては、業務フローの改善を通じて本部と在外の役割分担を見直すとともに、国内から在外への人員配置を進めてきた。加えて本部からの支援体制の強化、現地職員の一層の有効活用及び海外拠点の事務の合理化を図った。海外拠点については、いわゆるODA卒業国を中心に8カ国の海外拠点を閉鎖するとともに、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合に際して、旧両機関が拠点を設置していた19カ国の海外拠点を一本化し、円滑に運用した。一方で、平和構築や復興支援のニーズに迅速に対応すべく、南スーダンとイラクの2カ国に新たな拠点を設置した。</p> <p>国内拠点については、国内拠点の配置計画の見直しを行い、施設運営・研修実施に係るコスト削減を図るべく、大阪国際センターの閉鎖とその機能の兵庫国際センターへの統合、札幌国際センターと帯広国際センターの統合、広尾センター(地球ひろば)の機能の市ヶ谷への移転を決定し、組織改編に必要な手続きを進めた。国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による調査・検証を行い、国内拠点の機能強化を通じて開発効果を高めるとともに、地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国際協力に対する国民の理解と支持を拡大するための取組を進めてきた。その結果、国内拠点の利用者数は対18年度比で55%増の約56万人に増大した。</p> <p>23年3月に発生した東日本大震災に際しては、二本松青年海外協力隊訓練所を被災者の避難場所として提供したほか、機構の知見やネットワークをいかしつつ、国内拠点の提供も含め、被災者や被災地に対して機構としてできる貢献を迅速に行うことに努めた。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、途上国の開発課題及び国際協力の主流が、ハードからソフトへ、プロジェクト型からプログラム型へと軸を移しつつある中で、日本の強みをいかにしながらさらに効果的な協力を進めるための組織のありかたを引き続き検討していく必要がある。そのため、本部における業務所掌と人材配置の最適化、職員能力の向上、現場機能の強化に向けた更なる取組、これらの成果のモニタリング等が求められる。</p>

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
(2)業務運営全体の効率化									
<p>(イ)機構は、業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。</p> <p>(ロ)機構は、随意契約等における委託等について、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて機構は、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p> <p>(ハ)機構は、中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、毎事業年度1.3%程度の効率化に努める。</p> <p>また機構は、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費(特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%程度の効率化に努める。</p> <p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(ニ)機構は、効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。</p> <p>(ホ)機構は、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。</p>	<p>(2)業務運営全体の効率化</p> <p>●専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。</p> <p>●コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。</p> <p>●内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。</p> <p>●関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。</p> <p>●契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p>	<p>・専門家等派遣事務手続きの効率化</p> <p>・研修員受入事務手続きの効率化</p> <p>・ボランティア関連事務手続きの効率化</p> <p>・コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化</p> <p>・内部連絡文書の合理化状況</p> <p>・関連公益法人等との契約実績(21年度までに一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で4%、金額で3%に減)</p> <p>・「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果(「随意契約見直し計画」の実行により、23年度末までに、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で38%、金額で17%に減)</p> <p>・契約の情報開示の状況</p> <p>・委託先の執行状況のチェックシステムの強化</p> <p>・不正行為等に対する取組</p> <p>・市場化テストの導入実績(海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務にかかる民間競争入札の実施)</p>							
		<p>・システム最適化計画の策定及び実施の状況</p> <p>・運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3%程度の効率化</p> <p>・人件費の削減</p> <p>・業務の質に係るモニタリング手法の確立に向けた取組</p>	A	A	ハ	ハ	口		
								No.2 口	
								<p>専門家、研修員、ボランティア関連の事務手続きに関して、電子化や制度改善により手続きの簡素化を図り、文書枚数や作業時間の削減を行った。</p> <p>随意契約の競争性拡大については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月閣議決定)等の政府方針に基づき、外部有識者を含む契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約に係る網羅的な点検を行った。また、随意契約等見直し計画を作成し、一般競争入札等競争性のある契約への移行を着実に進めたほか、「競争性のない随意契約のガイドライン」の作成や様々な制度改善を実施し、競争性のない随意契約の割合を、18年度実績の54.2%(件数割合)、36.6%(金額割合)から、第2期中期目標期間最終年度は16.6%(件数割合)、8.4%(金額割合)までに減らすとともに、自己目標値(件数22.0%、金額9.0%)を上回って達成した。</p> <p>関連公益法人との契約については、18年度に175件(87.5%)、10,084百万円(90.5%)であった競争性のない随意契約をゼロとすべく取り組み、第2期中期目標期間最終年度には、1件(2.1%)、1百万円(0.1%)にまで大幅に縮減した。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘を踏まえ、財団法人日本国際協力センターが受託してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務等については、24年1月より機構による直営とし、効率化を図った。</p> <p>契約の情報開示と透明性の確保については、密接な関係にあると考えられる法人との契約の詳細情報の公開を行ってきた。また、コンサルタント等契約(企画競争)における選定プロセスの透明性向上の一環として、プロポーザルの評価の視点と個別案件ごとの評価配点及び採点結果の公表を開始した。また、外部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性の審査を導入し、選定プロセスの透明性の一層の向上を図った。加えて、全ての案件についてプレ公示を実施することにより、応募者に対する案件情報の提供の充実を図った。</p> <p>その他、海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センター業務について21年度より民間競争入札(市場化テスト)に取り組み、第2期中期目標期間最終年度には、両事業共に事業を実施するにあたり確保されるべきとして設定した指標の何れも目標を大幅に上回った。</p> <p>運営費交付金を充当する業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)については、第2期中期目標期間中は、業務委託、旅費制度、研修制度、随意契約、各種手当の見直し等に取り組み、目標としている毎事業年度1.3%以上の効率化を達成した。</p> <p>運営費交付金を充当する一般管理費(特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)については、第2期中期目標期間を通じて18年度比年率3%以上の(最終年度において18年度比14.1%減)の効率化を達成することを目標としているが、第2期中期目標期間中は、引き続き総人件費改革の着実な実施を図ったこと等から、21年度において、18年度比14.5%減として、前倒して目標を達成した。</p> <p>人件費の削減については、早期退職の勧奨、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)からの移行職員の給与調整、人事院勧告を踏まえた給与引き下げ、職務限定職員及び勤務地限定職員の任用、役職定年制の導入等に取り組み、第2期中期目標期間のいずれの年度も目標を上回った。</p> <p>ラスバイレス指数については、23年度の目標値109.8(地域・学歴補正後)を22年度までに達成した。23年度においては目標値を3.3ポイント下回る106.5となり、20年度の114.5から8ポイント減少した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の外部からの指摘等に着実に対応を行い、法人が実施する業務の特性を踏まえ、合理的な範囲で業務運営の適正化及び効率化を推進することが必要である。また、調達・契約制度については、引き続き企画競争の審査の透明性向上や一者応募の改善にかかる組織的な取組を実施することが期待される。</p> <p>また、閣議決定などに沿って実施したJICE委託事務の直営化については、効率を損なうことのないよう引き続きモニタリングが必要と考える。</p>	

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置									
(1) 統合効果の発揮									
<p>国際競争力の高い援助を実施するため、機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。</p>	<p>(3) 統合効果の発揮</p> <p>●国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。</p> <p>●技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。</p>	<p>・国別援助実施方針及び事業展開計画の作成・活用実績</p> <p>・協力プログラムの形成状況</p> <p>・協力準備調査の導入・実績</p> <p>・迅速化に向けた取組</p>						<p>機構は、平成20年10月の旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合を経て、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に実施する機関となったことを踏まえ、援助効果の最大化を図るべく、組織運営及び事業実施の両面における統合効果の発揮に努めてきた。</p> <p>統合効果を発揮するにあたっての基盤となる組織運営面については、共通部局の一本化による一体的な組織運営を図りつつ、国・地域の課題に応じて3つの援助手法を一元的に扱う体制を構築した。海外拠点については、統合前に両機関が事務所を有していた19カ国の拠点を一本化して重複を解消し、援助機関としての窓口を一元化したことにより、相手国との対話が深まり、支援ニーズに対して、より戦略的な対応が可能となった。また、統合に伴って人事・給与制度についても一本化し、統合効果の発揮につながる一体的な人事管理が定着した。</p> <p>事業の実施においては、開発途上国の開発課題に対してより戦略的に対応すべく、援助ニーズの詳細な分析に基づいて開発課題の解決に向けた中長期的なプログラム目標を設定し、その達成に向けて、有償資金協力、無償資金協力、技術供協力といった様々な援助手法を一体的かつ有機的に運用していくプログラム・アプローチを推進してきた。</p> <p>中長期的な開発目標の達成に向けた戦略的なアプローチの策定にあたっては、社会経済指標等のデータを用いて、当該国の開発課題や他の援助機関・国の動向に関する分析を深化させ、課題解決に向けた戦略的なアプローチを検討する国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定を進めており、第3期中期目標期間中に50カ国程度における策定を目標としているところ、第2期中期目標期間中には9カ国1地域について策定を完了した。また、外務省の国別援助方針の付属文書である事業展開計画(案)の作成過程に協力し、開発途上国の開発政策との調和化を進め、23年度については、70カ国以上において相手国政府との対話に活用した。</p> <p>また、統合に際して、3つの援助手法の事前調査を一本化し、国際約束を必要とせず機動的に実施できる協力準備調査を導入し、これにより、協力プログラムや構成する個別案件の発掘・形成を一貫して実施することが可能となり、案件実施に至るまでの準備期間が大幅に短縮された。</p> <p>特に、円借款事業の協力準備調査に関しては、協力準備調査を通じた案件形成から円借款の供与までの一元的な実施が可能となり、統合前の通常プロセスでは、F/Sの要請が被援助国より日本政府に行われてから借款契約(L/A)調印まで4.2年を要していたが、統合後は、機構がF/S(協力準備調査)を実施し、第2期中期目標期間最終年度である23年度に円借款供与に至ったケースでは、機構が日本政府へ協力準備調査の提案を行ってから、協力準備調査を経てL/A調印に至るまでの期間は、借入国の事情や案件の内容により開きがあるものの、平均2.4年に短縮された。</p> <p>これらの取組を通じ、適切な援助手法の有機的な組み合わせを通じた、協力プログラムの形成が進んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、プログラム・アプローチを一層進め、より複雑・多様な開発課題に対応できるよう組織力を高めることを期待する。また、国別分析ペーパーを着実に完成させ、知見を蓄積するとともに、NGO等外部関係者との共有を期待する。</p>	

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
(2)事業に関する横断的事項									
<p>(イ)開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため機構は、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分にいかしつつ、効果的に業務を実施する。その際機構は、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)等の政府開発援助以外の公的資金(OLF)の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。</p> <p>(ロ)機構は、独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p> <p>(ハ)機構は、機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。</p> <p>また機構は、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等も含め情報提供と広報活動の充実を図る。</p> <p>(ニ)機構は、事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>(ホ)男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。</p> <p>(ヘ)機構は、客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。</p>	<p>(4)事業に関する横断的事項</p> <p>●政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。</p> <p>●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。</p> <p>●従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。</p> <p>●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。</p> <p>●日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との適切な連携・協力を確保する。</p> <p>●事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。</p> <p>●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。</p> <p>●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。</p> <p>●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。</p> <p>●フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。</p> <p>●各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案件形成支援の実績 ・課題別指針の策定・更新実績 ・分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績 ・「人間の安全保障」の視点の事業への反映(参考指標:平和構築支援の実績(研修、マニュアル改訂等体制強化を含む)) ・民間連携に向けた取組の実績 ・事業における民間の活用(業務実施契約等)の実績 ・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況 ・専門家における国民各層の参加状況 ・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績 ・援助協調の枠組への対応の実績 ・「日本政策金融公庫」(国際協力銀行業務)との連携の実績 ・現地人材(現地コンサルタント・NGO等)の活用の実績 ・現地及び第三国リソースの把握状況(現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況) ・関係者に対する安全対策の実績 ・コントラクター等向けの安全対策の実績 ・外務大臣の要請への対応 ・情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求への対応の実績 ・個人情報保護体制の整備状況 ・わかりやすい広報に向けた取組 ・マスメディア等との連携の実績 ・ガイドラインの適用実績 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況 ・省エネルギー・省資源への対応の実績(光熱水量および廃棄物量) ・「JICA環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績 ・ジェンダー主流化推進体制の定着状況 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・ジェンダーに配慮した事業運営の実績 ・一貫した評価の実施状況 ・外部有識者事業評価委員会の開催実績 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全事後評価件数に占める割合(50%以上) ・評価結果の公開状況 ・評価から得られた教訓の事業への活用状況 ・コスト効率性に関する評価手法の開発の取組 						<p>機構は、政府の政策及び援助方針に対応すべく、技術協力、無償資金協力、有償資金協力という各援助手法の特性をいかし、政府の掲げる国際公約の達成に寄与してきた。</p> <p>第2期中期目標期間中の具体的な取組としては、国際協力重点方針に基づいて、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた取組、平成22年度に発表された新成長戦略の実現に向け、開発途上国の開発に資する前提における民間企業の海外展開支援や、アフリカ支援(TICADフォローアップ)等を進めてきた。</p> <p>国際援助協調の枠組みへの対応を通じた国際援助潮流形成への貢献については、「第3回援助効果向上のためのハイレベルフォーラム(HLF3)」及び「第4回援助効果向上のためのハイレベルフォーラム(HLF4)」等の機会に、日本のODAの特徴であるキャパシティ・ディベロップメント(CD)や南南協力の有用性について積極的に発信した。また、「MDGsフォローアップ会合」を日本政府とともに開催し、MDGsの目標年(西暦2015年)以降について議論するポストMDGsコンタクトグループに参画して、新たな援助潮流の形成に向けた議論に貢献した。</p> <p>他の援助機関との連携強化に向けては、国際機関や地域開発銀行等への機構職員の派遣、世界銀行や国連機関が作成する年次開発報告書等への貢献、国際通貨基金(IMF)や世界銀行等との共同セミナー等の開催を通じた援助潮流形成に向けた知的貢献、国際機関や二国間援助機関等とのトップレベル及び事務レベルにおける事業戦略の共有や連携協力を推進し、現場における協調融資や連携プロジェクトの実施につなげた。また、新たな援助潮流において存在感を増しているアジアを中心とした新興ドナーとの連携強化も図り、「第2回アジア開発フォーラム」を政府と共催したほか、中国商務部幹部の招へいや、韓国国際協力団(KOICA)及び韓国輸出入銀行等との連携協力等も行った。加えて、開発途上国の貧困層に裨益する草の根レベルでの活動を展開する国際NGO等との連携も進めた。また、民間企業、地方自治体、大学、NGO等との連携強化に努めた。</p> <p>事業関係者の安全確保については、最優先課題の一つと位置づけ、派遣前の研修や安全確認及び交通安全対策の巡回調査団の派遣等を行ってきた。</p> <p>個人情報保護制度の定着や情報セキュリティ強化に向けては、個人情報保護ハンドブックの改訂を行ったほか、情報セキュリティ管理等実施状況確認調査を実施した。広報効果の向上に向けた取組としては、経費の削減に努めながらも、21年度に策定した機構の新広報戦略に基づき、マスメディア等のオピニオンリーダー層への発信を行う「専門広報」と、国際協力そのものの意義や必要性についてわかりやすい形で幅広く伝える「一般広報」の両輪を推進してきた。特に、東日本大震災以降は、日本と開発途上国の絆や国内の復興にも資する国際協力の意義について理解を得るための取組を積極的に展開した。</p> <p>20年10月の統合を踏まえて導入された、新環境社会配慮ガイドラインの検討にあたっては、外部有識者委員会を運営し、パブリックコメントを受け付ける等、透明かつ公正なプロセスに則って進め22年度から運用を開始した。</p> <p>新ガイドライン施行に伴い、外部専門家による環境社会配慮助言委員会を組織し、主に環境カテゴリーA案件を対象として、調査、案件審査、案件実施の各段階において委員会を開催した(第2期中期目標中の開催実績は86回)。委員会には一般傍聴者を受け入れるとともに、各会合の逐語議事録を機構のホームページで公開するなど、透明性の高い運営を行った。22年7月の施行から第2期中期目標末までに審査対象としたプロジェクトは1,126件に上った。</p> <p>これらの取組の結果、案件形成過程における手続き面の確認が強化されたとともに、事業計画への住民視点の反映が強化された。国際環境規格及び省エネルギー・省資源に関する対応については、国際環境規格(ISO14001)に基づく「JICA環境マネジメントシステム」を運用し、環境法令遵守等の周知に向けた研修を実施した。また、JICAエコオフィスプランを推進し、電力及び紙の使用量の削減に取り組んだ。22年度には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正により「特定業者」としての認定を受け、毎年1%以上のエネルギー消費量削減が義務付けられた。</p> <p>また、日本政府の政策や国際イニシアティブに基づき、環境保全や気候変動対策に資する案件の形成・実施を積極的に行ってきた。気候変動対策への取組については、気候変動が人間の安全保障にとつての脅威であるという認識の下、気候変動に脆弱な後発開発途上国を重点的に支援してきた。</p> <p>機構は、「ジェンダー主流化推進体制」の強化に向け、ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込むとともに、機構内の部署別年間業務計画と一体化させたジェンダー主流化推進計画の策定を進めた。また、機構内外の関係者に対するジェンダー研修や、外部有識者からなるジェンダー懇談会等の開催並びに助言のフィードバック等を行ってきた。さらに、UNDPと合同で、特定テーマにおけるジェンダー主流化の取組について、機構内外の関係者の理解促進を目的とした研修を実施した。加えて、機構の有するジェンダー主流化に関する知見の対外発信も強化し、ジェンダー平等と開発を主題とした世界銀行の「世界開発報告書(WDR)2012」の作成に向けてバックグラウンド・ペーパーの提供を行い掲載されるに至ったほか、開発援助委員会(DAC)のジェンダー平等ネットワーク会合(DAC/GENDERNET)においても、機構が支援するプロジェクトが優良事例として紹介された。</p> <p>事業評価については、20年10月の統合を踏まえ、3つの援助手法において整合性のある事前から事後まで一貫した評価体系を21年度に確立し、PDCAサイクルに沿って一貫性のある評価を実施してきた。また、評価の質の向上と客観性の確保を目指す外部評価の推進については、22年度以降、10億円以上の全ての案件について外部有識者や機関が事後評価に参画する外部評価を実施してきた。加えて、新しい評価手法の検討や試行的な実施を進めた。さらに、評価結果をフィードバックする体制の改善にも努め、事前・事後の評価において、類似案件の評価から導き出された教訓が反映されやすい書式を整備した。評価結果の迅速かつわかりやすい公開にも努めたところ、第2期中期目標期間最終年度には、約4,800件の検索が機構のホームページ上で可能となった。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、政府の開発政策に沿った取組を引き続き推進するとともに、NGO、民間企業等の多様な関係者との連携強化を期待する。MDGs達成に向けた取組については、2015年の目標年を控え、一層の取組が求められるほか、ポスト2015年の支援枠組み作り及びその実施において積極的に関与することを期待する。また、社会的弱者への配慮を引き続き確保するとともに、開発におけるジェンダー主流化についても継続した取組が求められる。</p>	

A ハ □ □ No.4 □

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等		
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目				
(3)各事業毎の目標											
(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)											
<p>(1)統合効果の発揮 国際競争力の高い援助を実施するため、機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。 (2)事業に関する横断的事項 (イ)開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。</p>	<p>(5)技術協力(法第13条第1項第1号) ●総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。 ●開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。 ●候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。 ●案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。 (ii)研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。 また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。 加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。 青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。 具体的には、 ●第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。 ●海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。 ●日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。 ●青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力が絞り込むことにより、研修効果を高める。 (iii)相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、 ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、 ●コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。 ●緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況 ・南南協力支援事業の実績 ・標準的な概算経費算出方法の導入 ・計画内容の精緻化を図るための措置 ・研修事業評価システムの改善 ・研修案件の改廃と新設の検討手順の改善 ・研修員受入事業の実施基準の策定 ・組織開発や制度改善を重視した研修の実績 ・研修内容・研修方法の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト型フォローアップ協力の実績 ・援助課題に合致した研修内容への絞り込みの実績 ・公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況、及び人選基準や手続きの改善状況 ・人材の業績評価の実施・反映 ・コンサルタント選定方法の改善 ・緊急案件における選定手続の迅速化 	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	No.5 ハ	<p>機構は、技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発(キャパシティ・ディベロプメント：CD)を重視した事業及び南南協力支援を推進するとともに、国際会議等の場において機構の知見を紹介し、CDと南南協力の有効性・重要性について積極的に発信した。具体的には、ブルッキングス研究所及び韓国国際協力団(KOICA)との共同研究「援助の新しいビジョン(New Vision for Aid-Catalyzing Development)」を実施し、「第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム」(HLF4)に向けて、新たな援助枠組や開発協力の役割についての提言を行った。南南協力については、これまでの機構の取組が評価され、HLF4の閣僚級会合開会式では、米国のクリントン国務長官により有効な南南協力の事例として日本・ブラジルパートナーシップの枠組において機構が支援する南南協力事業(プロサバンナ・プロジェクト)が紹介された。 研修員受入事業については、事前から事後までの評価制度を見直すとともに、課題別研修第三者検証委員会の参画も得て研修の改廃に反映させるシステムを確立した。また、協力プログラムとの整合性を高めるために、研修案件検討段階で当該研修が関連する協力プログラムにおける活用方法を明確化する取組を推進した。また、帰国研修員のフォローアップ活動の充実を図るべく、帰国研修員の追跡調査を実施したほか、平成21年度には研修員向けウェブサイトを導入した。旧青年招へい事業については、交流性の強いプログラムを廃止し、青年研修として、各国の援助課題に合致した研修に見直し、本邦滞在期間も23日間から18日間に短縮した。 専門家の確保については、公示・公募による人材の確保を推進し、その結果、その比率が19年度実績では70%だったのが、23年度は暫定で84%に向上した。また、案件にふさわしい質の高い専門家を確保すべく、20年度には専門家評価制度を正式導入するとともに、過去の専門家、ボランティア、コンサルタント等の評価情報(データベース)を横断的に検索できる「評価ビューアシステム」による評価結果の活用の徹底を図った。 さらに、コンサルタント選定については、競争性の向上を図るために、22年度より機構独自の登録制度を廃止し、国の競争参加資格に準じる制度を導入したほか、新規実施予定案件情報(プレ公示)の充実を図るとともに、関心表明制度の廃止や調達情報ウェブページの改訂等を進めた。また、23年度はコンサルタント等契約における制度全般の見直しを行うため、有識者委員による「JICAコンサルタント等契約における調達方法の改善検討に係る有識者委員会」を設置し、「コンサルタント等契約における競争性、公正性の向上のためアクションプラン」を作成した。アクションプランでは、情報提供の強化、プロポーザル評価方法の見直し、コンサルタントの実績評価(パフォーマンス評価)方法の見直し、契約マネジメントに係るガイドラインの公開、精算の簡素化など応募、選定、契約実施の各プロセスにおける総合的な制度改善を予定している。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、技術協力で蓄積された現場レベルでの経験・教訓を政策・制度支援にいかすとともに、資金協力との連携、プログラム支援の推進に積極的に活用することを期待する。 また、個人―組織―制度・社会レベルをつなぐCD強化の具体策とその成果を広く共有するためのさらなる検討と普及を期待する。</p>

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等	
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目			
(ロ)有償資金協力(法第13条第1項第2号)										
<p>(i)有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、案件を効果的・効率的に実施するものとする。特に、我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力については、過去の実施案件の研究・評価を踏まえ開発効果の高い事業を対象として実施するとともに適切な監理を行う。</p> <p>(ii)機構は、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に実施されるよう、我が国および機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。</p>	<p>(6)有償資金協力(法第13条第1項第2号)</p> <p>●円借款事業及び海外投融資事業の適正かつ迅速な形成に努める。</p> <p>●我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業及び海外投融資事業を促進する。</p> <p>●円借款及び海外投融資を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。</p> <p>(ii)円借款については、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。</p> <p>●円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。</p> <p>●円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。</p> <p>●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。</p> <p>(iii)海外投融資については、開発効果の高い事業を対象とともに、適切な監理を行う。</p> <p>●開発途上国の開発政策等に沿い、開発効果の高い事業を対象として実施する。</p> <p>●過去の実施案件の十分な研究・評価をいかし、海外投融資事業の監理を適切に実施する。</p> <p>●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、海外投融資事業を通じた開発効果の向上に努める。</p>	<p>・円借款事業の適正かつ迅速な形成の実績</p> <p>・政策優先度及びニーズの高い円借款契約締結の実績</p> <p>・経済社会インフラや投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績</p> <p>・開発途上国政府の政策対話、マクロ経済調査及び借入国の債務持続性分析に係る調査の実績</p> <p>・事業の実施や開発効果を高めるための調査及び研修の実績</p> <p>・地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績</p> <p>・海外投融資の実績</p>						No.6 ハ	<p>機構は、平成20年10月に旧国際協力銀行(海外経済協力業務)の有償資金協力業務を継承して以降、技術協力と効果的に組み合わせた包括的な支援など統合効果を生み出す支援や、気候変動対策、アフリカ支援、金融・経済危機への対応等、政策的優先度及び開発ニーズの高い円借款事業の実施に努め、統合後3年半で承諾実績は計3兆0.691億円、貸付実行実績は2兆4.277億円となった。</p> <p>また、第2期中期目標期間を通じて迅速化に努め、9カ月の標準処理期間内に借款契約調印に至る案件の割合を向上させるべく、進捗監理の強化や、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を図り、第2期中期目標期間最終年度においては目標達成率がベースラインとなる20年度の実績33.3%から54.5%まで向上し、迅速化の成果が着実に表れた。</p> <p>海外投融資については、「特殊法人等整理合理化計画」をもって廃止することとされ、14年度以降は、13年度末までに承諾済みの案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行うこととされたが、「新成長戦略実現2011」(23年1月閣議決定)において、新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で22年度中の再開が決定された。これを踏まえ、中期計画及び業務方法書の改定や組織体制の整備等の再開に必要な手続きを22年度中に完了し、23年度にはベトナム及びパキスタンにて2案件の出融資契約を結んだ。さらに、今後の海外投融資事業の形成にも資する「協力準備調査(PPPインフラ事業)」及び「協力準備調査(BOPIビジネス連携促進)」等の案件形成ツールを整備のうえ、22年度より調査を開始した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、引き続き相手国との総合的な調査におけるAWの適切な活用を期待すると共に、技術協力や無償資金協力との組み合わせによる現場の強みをいかしたプログラム支援の取組を強化すべきである。</p>	
(ハ)無償資金協力(法第13条第1項第3号)										
<p>(i)無償資金協力業務については、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>(ii)機構は、無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の確保に留意し、入札への参加拡大を図り、入札参加業者のインセンティブを高める観点からも、制度改善に資する取組を行う。</p> <p>(iii)機構は、積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。</p>	<p>(7)無償資金協力(法第13条第1項第3号)</p> <p>(i)無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>(ii)無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。</p> <p>(iii)積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。</p>	<p>・入札参加拡大のための取組</p> <p>・総合的なコスト縮減に向けた取組</p> <p>・総合的なコスト縮減の実績</p>							No.7 ロ	<p>平成20年10月の改正機構法の施行により、無償資金協力事業の一部が機構に移管され、本体事業の実施のために必要な業務(実施監理業務)を機構が担うこととなった。これにより、無償資金協力の調査段階から、本体事業の実施、事後の監理・評価に至るまで、機構が一貫して関与することとなり、一連の過程におけるPDCAサイクルが強化され、より効果的、効率的な案件管理を行う体制が整った。</p> <p>併せて、機構が実施監理を担う無償資金協力事業の本体事業経費が機構に交付されることとなり、従来の予算制度上の制約によらず、設計内容に見合った適切な工期の設定が可能となった。実施監理においては、機構と相手国実施機関との間のG/Aの締結、契約認証審査、資金の支払い、事後監理・評価の実施等が機構の業務として新たに加わり、これらの業務に必要な制度整備を進めるとともに、手引きや参考資料等を業務フローに従って整理し、制度の定着と改善に取り組んだ。また、調査業務を管理するシステムと実施監理を司るシステムの連携に取り組む、関係部署間の連携強化により、一貫した案件管理をより効率的に行う体制の構築に努めてきた。さらに、案件管理と資金管理を一元的に扱う「無償資金協力実施監理システム」を構築し、その定着を図るべく、システム利用に係る研修を実施した。これらの取組を通じて、機構は無償資金協力の実施監理業務を適切かつ効率的に進め、第2期中期目標期間中に、539件の贈与契約の締結を行い、累計で2,416.27億円の無償資金の贈与を行った。さらに、施行及び施工監理が適正に実施されているかをチェックする第三者コンサルタントを使った技術的監査を実施したほか、「見える化」を促進すべく、実施中の無償資金協力案件の進捗情報に加え、無償資金協力の過去の事例や活用状況についても機構のホームページを通じて公表した。</p> <p>機構は、無償資金協力の競争性の向上にも取り組み、適正な競争の確保を前提としつつ、入札参加拡大につながる各種取組を導入してきた。また、事業費積算において急激な物価高騰等への対応が困難であったために入札不調につながっていた事態への対応として、入札前の急激な物価変動を考慮した事業費の積算方法を導入した。さらに、物価の急激な変動に加え、天災や現地の治安悪化等、予め想定できない事態が発生した場合に、追加的経費の支出を可能とする予備的経費について制度設計を行い、21年度から試行的に導入した。第2期中期目標期間中には、累計で13カ国22件の実施において予備的経費が試行的に適用され、治安が安定しない地域における無償資金協力事業の実施に寄与し、これらの国・地域に対する政府の公約実現に向けた取組にも貢献した。</p> <p>総合的なコスト縮減に向けた取組については、機構が事前の調査を行う施設案件を対象として、相手国政府から要請された事業の目的達成に必要な機能と品質が担保されることを前提に、協力計画段階における付帯的施設の再検討や適切な工期の設定、案件規模の適正化等の検討を推進するとともに、設計段階における使用・設備の合理化の徹底や、構造の再検討等に取り組む、一層のコスト縮減に努めてきた。その結果、政府が目標とする20年度から5年間で15%程度の総合コスト縮減に関して、第2期中期目標期間最終年度には約12%の縮減率を実現させるなど着実に成果を上げてきた。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、プログラム・アプローチへの対応強化と合わせ、ポスト・コンフリクト国支援等、無償独自の強みをいかした支援を強化することを期待する。</p>

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
(二) 国民等の協力活動(法第13条第1項第4号)									
<p>(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、機構は、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため機構は、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。</p> <p>(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、機構は、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がけるものとする。</p> <p>(iii) 機構は、開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。</p>	<p>(8) 国民等の協力活動(法第13条第1項第4号)</p> <p>●プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。</p> <p>●ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。</p> <p>●帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験をいかす場の拡充に努める。</p> <p>●幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。</p> <p>●草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。</p> <p>●草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。</p> <p>●地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。</p> <p>●国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター(JICA地球ひろば)を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。</p> <p>●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。</p> <p>●開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア派遣実績 ・プログラムの中での他事業との連携状況 ・他機関との協調の実績 ・募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善 ・現職参加促進の取組(教員、地方自治体、民間企業等を対象とした取組) ・ボランティア経験者による社会還元の活動実績 ・帰国隊員に対する進路開拓支援の状況(キャリアパス研修の実績等) ・草の根技術協力事業の実績 ・NGO等との連携推進の状況 ・NGO人材育成研修等の実績 ・草の根技術協力事業への理解を得るための取組 ・草の根技術協力事業の手続きの簡素化(NGO等からの要望を踏まえた事務合理化) ・NGO等が活動するために必要な情報の整備 ・海外における支援の実施状況 ・市民参加協力支援の実績 ・地球ひろばによる活動支援実績(来館者数、イベント・セミナー開催件数、登録団体数) ・国際協力経験者による体験還元(出前講座)の実績 ・国内機関訪問への対応実績 ・開発教育に関するJICAホームページの充実 ・教員の国際協力現場への派遣実績 ・開発教育に関する研修の実施実績 ・プログラムに参加した教員に対するフォローアップ状況 						<p>NGO等との連携強化を念頭に、「グローバルな視点を持った人材育成」、「日本社会とのつながりの強化と貢献」、「質を重視したボランティア事業の徹底した改善」をボランティア事業の改善の方向性に掲げ、その実現に向けたアクションプランを具体的取組として作成した。</p> <p>また、グローバルな視点を持った適格な人材の確保を図るとともに、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につなげることも念頭に、平成23年度からの新たな取組として、企業が求めるグローバル人材への育成にも貢献する「民間連携ボランティア制度」の導入に向けた取組を進め、民間企業の参画を一層促進させる体制を整えた上で、試行的な派遣を実現した。さらに、教員が参加しやすい環境の整備として「派遣期間選択制度」の導入や「現職教員特別参加制度」の改善・拡大を図り、第2期中期目標期間最終年度には同期間初年度と比較して現職教員の参加実績が約1.2倍に拡大するなどの効果をもたらした。</p> <p>さらに、第2期中期計画にも掲げられ、「ボランティア事業実施の方向性」の重点課題にも位置づけられている、ボランティア事業と機構の他事業との連携についても着実に取り組んだ。具体的には、関係部署を含んだ検討会を開催し、「ボランティア事業のプログラム・アプローチ強化に関するガイドライン」等を策定して、ボランティア事業におけるプログラム・アプローチの推進に取り組んできた。21年度からは、開発途上国でのボランティア経験をいかして日本の地域社会が抱える課題に取り組む帰国ボランティアの活動事例を発信する取組「日本も元気にする青年海外協力隊」を立ち上げ、第2期中期目標期間中にはモデルとなる137件の社会還元活動をイベントやパンフレット、ウェブサイト等を通じて紹介し、全国の地方自治体、教育委員会、企業等から高い評価を受けた。さらに、帰国後の進路対策支援として、ボランティア経験のある教員や自治体職員を採用試験において優遇する措置を適用する自治体について継続的な働きかけを行った結果、第2期中期目標期間最終年度には同期間初年度と比較して実績が約3倍以上に向上するなど、大幅に拡大した。</p> <p>さらに、第2期中期目標期間においては23年度に東日本大震災の影響を受けたものの、累計9,168人のボランティアの派遣を着実に実施した。経費の効率化についても、22年度の行政刷新会議における事業仕分けの指摘等を踏まえて取り組んだ結果、事業の量・質を落とすことなく、第2期中期目標期間を通して合計7.4億円の削減を図った。</p> <p>また、国際協力の実施には国民の理解と支持が不可欠であり、その意義と実態を国民に伝えるため、効果的な情報発信と国際協力への国民の参加促進に取り組んできた。18年度に設立された広尾センター(地球ひろば)は、機構の市民参加協力事業の拠点としての機能とともに、市民が国際協力をテーマに情報発信・交流する場としての「ひろば」機能も担ってきた。施設の利用拡大に向けて、利用者・利用団体のニーズに基づいた施設利用機会の提供や、登録団体制度の見直し、メールマガジンやホームページを通じて各種国際協力セミナー等の関連情報の発信及び広報活動の強化等、様々な取組を進めてきた。さらに、草の根技術協力事業応募団体に対するきめ細かいコンサルテーションや、NGO及び市民団体等の人材育成・能力強化支援のための研修を含む、市民参加プログラムの実施などにも取り組んだ。</p> <p>これらの取組の結果、「市民参加による国際協力の拠点」として市民及び市民団体の国際協力への参加促進に大きく寄与する施設として広く認知・活用されるようになり、第2期中期目標期間最終年度には、開設以来の来館者数が70万人を上回るまでに至った。また、広尾センター(地球ひろば)の利用者数においても同期間初年度比で1.7倍、利用登録団体数においては2倍以上、登録団体等主催のセミナー・展示・報告会等の開催実績においては約3倍増と、いずれの指標も飛躍的に拡大し、第2期中期目標期間初年度に設定した自己目標を大きく上回る活動実績となった。</p> <p>さらに、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い草の根レベルのきめ細やかな協力を実現すべく、国内のNGO・大学・地方自治体等との連携による草の根技術協力事業の制度改善及び拡充にも取り組んできた。具体的には、NGO等を中心に国民からの幅広い参画を得て、一層の事業効果発現を図るべく、「NGO-JICA協議会」を通じて把握したNGO等の要望も踏まえて、個々の事業の規模・期間を拡大する制度改善を行った。さらに、NGO人材育成研修やアドバイザー派遣等を通じたNGOの組織強化支援等にも取り組んだ結果、第2期中期目標期間最終年度の草の根技術協力事業の実績は、同期間初年度と比べ3割以上拡大した。</p> <p>また、国民の開発援助に関する理解の促進を目的として、出前講座を始めとする開発教育支援に関する各種プログラムを機構の国内拠点を中心に全国で実施するとともに、その質的改善に取り組んだ結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても9割以上の参加者から高い評価を得た。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「大きく上回って」達成した。</p> <p>なお、第2期中期目標期間中において、行政刷新会議等の指摘を踏まえ、限られた予算の中でグローバル人材の育成や東日本大震災復興支援と連携したボランティア事業の進展、草の根技術協力事業を通じたNGOとの連携、NGO-JICA協議会の開催、全国における出前講座の実施等に積極的かつ画期的に取り組む、国民のODAへの参画機会拡大に寄与したことは当初目標を大きく上回る実績であり、高く評価できる。第3期中期目標の下では、これらの取組の成果発現と持続性・発展性の確保が重要となるため、引き続きODAに対する国民の理解促進及び国際協力への参加機会の拡大に努めると共に、一層の情報発信を行っていくことを期待する。</p>	

A □ □ □ No.8
イ

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）									
<p>機構は、本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。その際、政府が、事業の目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては廃止する。</p>	<p>(9) 海外移住(法第13条第1項第5号) 本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重点化の状況 経済・技術協力との連携の実績 日本語研修の見直し 調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組 <p>(参考指標：海外移住資料館の入館者数、ホームページアクセス数)</p>						<p>平成12年12月の海外移住審議会意見「海外日系人社会との協力に関する今後の政策」に基づく政策のもと、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証、及び、必要性の判断を踏まえた重点化を進めた。具体的には、高齢化が進み生活・医療上の補助を必要とする移住者に対し、居住国の社会保障制度の限界等を補う「高齢者福祉」及び日系社会の次代を担う若手の「人材育成」を重点課題とし、日系団体への助成金交付事業、日系社会ボランティアの派遣、日系研修員の受け入れ等を組み合わせ、移住先の国における移住者及び日系人の定着・安定に必要な事業等を実施した。助成金交付事業において重点課題が占める交付金額の割合は、第2期中期目標期間初年度においては全体の87%であったのに対し、最終年度には全体の95%以上に拡大した。</p> <p>営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ、18年度以降徐々に予算規模を縮減してきたが、22年12月に廃止が閣議決定されたことを踏まえ、22年度の実施を最後に、23年度より事業を廃止した。調査統計事業については、20年度以降実施を取りやめている。さらに、国内で実施している日本語研修の見直し等については、政府内で検討した結果を踏まえ、継承日本語集団研修のうち日本語教師養成を目的とする上級2コースを24年度より国際交流基金に移管することとした。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p> <p>なお、海外移住事業については外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報に引き続き取り組み、海外移住に関する知識の一層の普及を期待する</p>	
(ヘ) 災害援助等協力(法第13条第1項第6号及び第2項)									
<p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>(ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。</p>	<p>(10) 災害援助等協力(法第13条第1項第6号及び第2項) 開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。</p> <p>(ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目標時間内(被災国の要請受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に本邦を出发)の救助チームおよび医療チームの派遣実績 訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況 適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況 NGOとの連携実績 						<p>国際緊急援助隊の派遣については、第2期中期目標期間中に11カ国に対して27チームを派遣した。救助チーム及び医療チームの派遣にあたっては、23年度末までに派遣したチームについて、目標とする時間内での派遣を概ね実現させた。中でも、20年度の中西部地震災害の際は、初のチャーター機による派遣により派遣命令から6時間後に救助チームが日本を出发した。19年度からは被災国からの支援要請前に調査チームを派遣し安全情報の収集とニーズ把握に努め、安全な環境の活動地を確保した。これらの国際緊急援助隊の派遣を通じて、日本と被災国の友好関係の向上にも貢献してきた。</p> <p>国際緊急援助隊救助チームの研修・訓練においては、第2期中期目標期間中に、質・量ともに大きく改善を図ってきた。国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)が格付けを行う都市型捜索救助の国際的な能力検定のうち最高レベルのIEC「重(ヘビー)」級認定の受検を19年度に決定した。20年度には第1期中期目標期間には実施していなかった国際捜索救助諮問グループの標準技術に基づく訓練や指揮計画運用研修、活動現場の安全性を確認する構造評価専門家の研修、医療関係者の救助チームへの帯同を踏まえた救助チームの総合力の向上研修などの新たな研修を企画、実施するとともに、チームの構成を国際標準に合致するよう整えた。これらの取組の結果、21年度に上述のIEC「重(ヘビー)」級に合格し、22年度及び23年度には実派遣において同能力を発揮できる準備態勢を構築すべく、更なる訓練・研修体系の見直しと拡充を行った。IEC「重(ヘビー)」級認定により、日本の救助技術がより広範囲で効果的に発揮できるようになったほか、INSARAG等の会合の場でも制度づくり等に向けた貢献が可能になるなど、日本の救助チームの役割が大きく拡大した。</p> <p>国際緊急援助隊医療チームについては、第1期中期目標期間に検討を開始した発災後72時間以内の救命医療期への対応の強化について、手術、病棟、透析の各モジュールを付加してより救命できる幅を広げることと決定し、マニュアル、機材などの整備を行ってきた。さらに、全世界を対象とした初めての取組となる「国際捜索救助諮問グループ第1回グローバル会議」の開催や同グループの作業部会への継続的な出席を通じた国際捜索救助分野における活動基準改善等への寄与、他国及び国際機関との協力による、研修・訓練の企画立案や共同開催など、国際社会における知識・経験の共有及び日本のプレゼンスの向上を図った。</p> <p>緊急援助物資供与については、第2期中期目標期間中には57カ国に対して93件の供与を迅速に実施するとともに、実施3カ月後の定期モニタリングを19年度から強化し、必要な供与物資が迅速に被災者に届くようフィードバックを行いながら事業を展開した。さらに、世界食糧計画(WFP)が世界5カ所で運営する備蓄庫も活用することとし、備蓄拠点を増強した。これにより、同備蓄庫に他のドナーが保管している物資も相互に融通して被災地に送ることができることになったため、従来よりも質・量ともに支援の幅が広がった。また、国際機関や国内外のNGO等他の機関との連携強化も図りながら、より効果的かつ迅速な対応に努めてきた。</p> <p>また、東日本大震災の発生に際しては、国連災害評価調整(UNDAC)チームやイスラエル医療チームの受け入れ支援等を通じて貢献した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を「大きく上回って」達成した。</p> <p>なお、第3期中期目標の下では、国際的にもレベルが高いと評価される国際緊急援助隊の迅速な展開、国際機関等との連携の強化などを通じて、災害・緊急時の対応力を大きく高めた第2期中期目標期間中の取組を継続すると共に、必要な支援が適切かつ平等に行き届くよう一層取り組むことが期待される。</p>	

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
(ト) 人材養成確保(法第13条第1項第7号)									
国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。	(11) 人材養成確保(法第13条第1項第7号) ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。 ●人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。	・国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数 ・専門家等登録件数 ・能力強化研修等の実績 ・インターン受入の実績 ・大学との連携講座の実績	A	A	ハ	ハ	ハ	No.11 ハ	オールジャパンとしての国際協力人材の拡充及び需要とのマッチングの促進の観点から、「PARTNER」内のコンテンツの全面改訂や、情報提供機能、キャリア相談機能等を拡充し、団体向けの情報発信や、ソーシャルメディアを通じた広報を行った。東日本大震災への対応については、復興支援への参加を希望する個人と復興支援に乗り出したPARTNER登録団体とを結び情報の提供を行うコンテンツを平成23年3月末から掲載し、被災地で活躍できる人材の確保に貢献した。こうした取組の結果、第2期中期目標期間最終年度までに累計668団体が国際協力実施団体として登録(18年度末は288団体)した。また、専門家等の登録件数は第2期中期目標期間最終年度までに9,530人となり、21年度から23年度の新規登録件数は、目標値をそれぞれ上回った。 また、国際協力に関する幅広い職種の相談に対応できるよう、夜間や土曜日の面談サービスの提供を導入したことにより、対面方式でのキャリア相談機能を強化し、対面相談による件数が大幅に拡大した。 国際協力に携わる優秀な人材の育成を目的とした能力強化研修については、18年度に従来の「専門家養成研修」を改編し、援助人材養成ニーズを踏まえた形で継続的に実施するとともに、改善を図ってきた。 「専門家派遣前研修」については、機構職員の赴任前研修との相互連携を強化し、より効果的に研修を実施する観点から、20年度より新たに「国際協力人材赴任前研修」に一体化して実施した。また、21年度及び22年度には、研修の効果的・効率的実施の観点から、研修全体の見直しや、新規講義の開設等を行った。 幅広い人材育成のための取組については、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力分野での活動を希望する大学生及び大学院生等を対象に、公募又は大学との協定・覚書に基づきインターンの受入れを行った。 以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。 なお、第3期中期目標の下では、統合効果の発揮に貢献する、実践力のある専門家の養成・確保に向けた一層の取組を期待する。
(チ) 調査及び研究(法第13条第1項第8号)									
開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また機構は、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。	(12) 調査及び研究(法第13条第1項第8号) 開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。	・調査研究及び対外発信強化の取組 ・新研究所の体制整備	A	A	ハ	ハ	□	No.12 □	機構は旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合と機を同じくして、開発援助機関としての比較優位をいかした政策志向の学術研究を専担する研究所を設立し、国際開発潮流の形成に影響を与える研究を一定の学術レベルを保ちながら実施することを念頭に、着実に研究実施体制を整えてきた。具体的には、外部人材を迎え入れるための制度を整備し、高度な研究方法論を有する研究者(外部からの登用者)と、現場経験に基づく問題意識を有して研究に従事する実務者(内部からの登用者)とが、互いに強みをいかしつつ協働する体制を構築してきた。また、研究所内に社会調査タスクチーム及び調査分析タスクチームを設置し、調査の質の向上と機構内部へのフィードバックの促進に努めた。こうした体制構築を進めつつ、研究所の予算については、一層の縮減が求められる中で、研究員採用人数の抑制及び研究支援業務のスリム化等の合理化を行ってきた。 また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘も踏まえ、第三者評価委員会を設置した。 研究の推進については、重点研究領域において、開発途上国の現場での経験やデータを活用した、分野横断型かつ複合的視点での研究を推進してきた。また、国外の一線級の研究者による査読や、研究所内の審査委員会による審査を徹底し、国際水準の研究レベルの確保に取り組んできた。研究所設立から平成23年度末までに、ワーキングペーパー45本、ポリシープリーフ10本、書籍を英文3冊、和文4冊発刊するなどの研究実績を上げた。 研究成果の対外発信については、国際的な援助潮流の形成に向けた知的貢献を目指して、国際会議やシンポジウム等を積極的に開催し、研究所設立から23年度末までに計48回開催した。また、内外の研究者との共同研究を進め、研究成果を広く発信した。 研究成果の機構事業へのフィードバックについては、アフリカの農業、水問題、東南アジアの人材育成、中南米の農業開発、アフリカの紛争予防などに関して、機構事業の成果発現状況とそのプロセス、並びに今後取り組むべき課題に関して、研究成果を発表し、事業担当部門や海外拠点等の現場にフィードバックした。 以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。
(リ) 受託業務(法第13条第3項)									
機構は、外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。	(13) 受託業務(法第13条第3項) 平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出のために措置されたことを認識し、「(イ)技術協力」及び「(二)国民等の協力活動」により、日本人技術者等雇用創出対策に活用する。 また、平成22年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日)において新成長戦略を推進・加速するために措置されたことを認識し、「(イ)技術協力」及び「(チ)調査及び研究」のうち調査により、環境技術の海外展開促進及びインフラシステム海外展開支援に活用する。	・受託の実績		A	ハ	ハ	ハ	No.13 ハ	第2期中期目標期間中は、「南部スーダン・ジュバ職業訓練センター機能強化」(64百万円)及び「アフガニスタン・結核対策支援に関する世界エイズ・結核・マalaria対策基金の資金受入責任機関業務」(約2.7億円)の2件の受託事業を実施した。 以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等	
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目			
3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画										
<p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>(2) 機構は、保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。</p> <p>(3) 機構は、国際協力に対する国民の参画意識の醸成等の観点から、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に展開するとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用に努める。</p> <p>(4) 機構は、融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、移住融資債務者に対する為替変動の影響等による債務負担の軽減に関する方策を検討する。</p>	<p>(14) 予算、収支計画、資金計画</p> <p>(1) 予算(人件費の見積を含む。)別表1 「運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>(2) 収支計画 別表2 保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。</p> <p>(3) 資金計画 別表3 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。</p>	<p>・保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績</p> <p>・債権回収の実績</p> <p>・ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況</p> <p>・アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し</p> <p>・寄附金の管理・運用状況</p>	A	A	ハ	ハ	ハ	No.14 ハ	<p>第2期中期目標期間においては、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行による適切な財務内容の実現を図った。同期間における決算報告書は別表のとおり。</p> <p>また、内閣府からの委託により機構が募金口座の管理業務を行う「野口英世アフリカ賞基金」について、第2期中期目標期間において累計491,696千円の寄附を受け入れた。</p> <p>国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、広く国民から寄附金を受け入れる活動を行うべく、機構では「世界の人びとのためのJICA基金」を実施しており、第2期中期目標期間においては累計62,665千円の寄附金を受け入れた。また、寄付金事業の公募を行い、外部有識者を含む寄附金運営委員会による選考を経て、合計32,986千円をNGOなど民間で援助活動を行う団体に配分した。</p> <p>また、第2期中期目標期間における債権の回収について、開発投融資債権は、融資契約条件に沿って着実に進めた。移住融資債権及び入植地割賦債権は、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について政府の方針に従い適切な軽減措置を講じたこと、他国債務者については履行延期が適切であると考えられる債務者において償還計画見直しの検討を進めたこと、履行延期関連の規定の見直し等の手続きの改善を図るなどの取組を行いながら、着実に回収を実施した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p>	
4. 短期借入金の限度額										
	<p>(15) 短期借入金の限度額</p> <p>一般勘定 670億円 有償資金協力勘定 1,500億円</p> <p>理由: 一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>		-	A	ハ	ハ	ハ	No.15 ハ	<p>第2期中期目標期間において、一般勘定については短期借入金の実績はない。有償資金協力勘定については、平成20年10月の統合以降、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、計1,418億円の借入を行い、いずれも当該年度中に返済を行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p>	
5. 不要財産の処分に関する計画										
	<p>(16) 不要財産の処分に関する計画</p> <p>東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の処分を計画(平成23年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。)</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>					ハ	ハ	No.16 ハ	<p>平成22年11月の改正通則法の施行により、将来にわたり業務を確実に実施する必要がなくなったと認められる不要財産であって政府からの出資または支出に係るものについては国庫に納付するものと定められたことを踏まえ、22年度以降に売却した以下の物件について、その売却収入から売却に要した手数料等を控除した1,151百万円を同法第46条の2(不要財産に係る国庫納付等)及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第2条の4(不要財産の譲渡収入による国庫納付)の規定に基づき、国庫納付した。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、施設整備資金については、「平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する」とこととされた。</p> <p>また、施設整備資金については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿って、施設整備資金の23年度末残高14.6億円を国庫納付する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p>

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画									
	(17)重要な財産の譲渡等の計画 ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、中部国際センター土地・建物、麻布分室の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	A	B	ハ	ハ	ハ	No.17 ハ	保有資産の譲渡・売却については、中期計画に沿って売買契約を締結するなど、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行った。第2期中期目標期間中に処分した具体的な物件は以下のとおり。 ・ボリビア国農牧技術センター建物：事業継続を念頭に、21年度に日系団体に無償譲渡 ・パラグアイ国農業総合試験場土地・建物：事業継続を念頭に、21年度に日系団体に無償譲渡 ・中部国際センター土地・建物：21年度に売却 ・旧タイ国事務所土地・建物：22年度に売却 ・麻布分室(麻布研修所)：23年度に売却、売却収入は資本金準備金として積立 以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。 なお、保有資産の売却方法については今後とも一層の工夫を期待する。
7. 剰余金の使途									
	(18)剰余金の使途 剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。		-	-	-	-	-	No.18 -	-
8. その他主務省例で定める業務運営に関する事項									
(1) 施設・設備に関する計画									
機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。	(19)施設・設備に関する計画 業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。 平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画(単位：百万円) 施設・設備の内容 中部国際センター建替え 本部及び国内機関等施設整備・改修	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	A	A	ハ	ハ	ハ	No.19 ハ	第2期中期目標期間においては、中部国際センターの建替え、統合関連、既存施設の改修等、8,226百万円の施設・設備の整備改修を実施した。 以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。
(2) 人事に関する計画									
機構は効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また機構は、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。	(20)人事に関する計画 ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。 期末の常勤職員数 1,827人 中期目標期間中の人件費総額見込み(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの) 64,643百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。	・勤務成績の評価の実施状況 ・適材適所の人事配置 ・職員の能力開発の機会の提供実績 ・期末の常勤職員数 ・人件費の支出実績	A	A	ハ	ハ	口	No.20 口	機構は、旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合を踏まえて、給与制度、役職・資格制度、人事評価制度等を一本化し、統合効果の発揮につながる一体的な人事制度の定着を図ってきた。具体的には、職員の意欲の向上や組織の活性化、役割と貢献に応じた処遇を徹底する観点から、勤務成績の評価を共通の尺度で実施し、その結果を賞与及び昇給に反映した。また、こうした制度の定着に向けては定着状況のモニタリングを徹底してきた。特に、新人事評価制度の導入に際しては、旧国際協力機構、旧国際協力銀行の双方の職員の意見をよく聴取するとともに、評価制度の周知に向けて、管理職を対象とした評価者研修や、人事評価制度ハンドブックの作成及び改訂を行ってきた。こうした取組の結果、第2期中期目標期間最終年度における職員へのアンケート調査では、回答者の約7割(制度導入年度(22年度)は約5割)が現行の人事制度を理解しており、統合後の人事制度が着実に組織内に浸透してきている。 人員の適正配置については、海外拠点の日本人を増員するなど、海外拠点の機能強化を着実に進めてきた。また、20年度の統合に際して、新JICAのビジョンを達成できる「国際協力のプロフェッショナル」という新組織におけるモデル人材像及びキャリアパスの基本的な考え方を取りまとめ、統合後の組織において職員が備えるべき能力の開発に向けた研修の拡充と能力の発揮につながる適材適所の人事配置を進めてきた。22年度には、若手職員に対して、中期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」を導入したほか、管理職層を対象にして、各々マネジメント能力と専門能力に突出した人材を育成する職群制度を適用した。また、職員のワークライフバランスにも配慮した取組として、「勤務地限定制度」を導入し、申請者の認定を開始した。さらに、「男女職員のワークライフバランス」を考慮し、次世代育成行動計画推進委員会を発足させた。同委員会では17年度に策定した「JICA行動計画」について23年度に一部改訂を行うなどの取組を行った。このほか、職員の業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図った。具体的には、階層別研修、語学研修、専門研修等の実施に加え、国際機関や省庁との人事交流や職員の専門家派遣等、実務を通じた能力開発の機会を提供した。 以上を踏まえ、全体として中期目標を「十分に」達成した。 なお、第3期中期目標の下では、従前の機構の組織、人材の強みをいかしながら新たな課題(プログラム・アプローチ等)に対応できるよう、職員の能力強化に加え現地職員等を含めた幅広い人事マネジメントを進めていくことを期待する。また、職員の勤務意欲を更に引き上げるための具体的な取組を検討するよう求める。

中期目標	中期計画	評価項目及び評価指標	中期目標期間中の各年度の評定					中期目標期間評定	評定の決定理由及び指摘事項等
			H19	H20	H21	H22	H23 中項目		
(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第31条第1項及び法附則第4条第1項)									
	<p>(21) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い</p> <p>(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務(有償資金協力業務を除く。)の財源に充てることとする。</p> <p>(ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令(平成15年政令第409号)附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>		A	A	ハ	ハ	ハ	No.21 ハ	<p>第1期中期目標期間の最終事業年度における積立金(7,613百万円)のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された7,123百万円について、1,520百万円は改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費(費用的支出)の財源に充当し、5,603百万円は18年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとされた。第2期中期目標期間においては、費用的支出に係る承認額のうち532百万円をシステム等統合経費の財源に充当した。残額は、積立金に振り替えた上で、国庫に納付する。</p> <p>また、第1期中期目標期間中に回収した債権又は資金(8,116百万円)のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された2,941百万円について、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設整備等の資本的支出の財源に充当することとされた。第2期中期目標期間においては、当該承認額全額を資本的支出の財源に充当した。</p> <p>第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第2期中期目標期間中に回収した債権及び資金については、法令に基づき、第3期中期目標期間の業務の財源に充当するものとして外務大臣から承認を受けた金額を除き、国庫納付する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p>
(4) 中期目標期間を超える債務負担									
	<p>(22) 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p>					ハ	-	No.22 —	—
(5) その他中期目標を達成するために必要な事項									
外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	<p>(23) その他の中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(イ) 監査の充実 外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。</p> <p>(ロ) 各年度の業績評価 各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。</p>	<p>・監査の実績 ・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映</p>	A	A	ハ	ハ	ハ	No.23 ハ	<p>第2期中期目標期間を通じて、機構は会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく関係部署への改善の指示や再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体として監査の充実を図り、適正な業務運営を行ってきた。</p> <p>監事監査の対応については、各年度の監事監査報告における指摘及び提言について、その内容を機構内全体に周知し、各部署は提言を受けて迅速な対応を行い、業務改善等に取り組んだ。取組結果については、機構のホームページ上で公開した。</p> <p>コンプライアンス態勢の強化については、副理事長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、委員会で決定した年度毎のコンプライアンス・プログラムに基づき、マニュアルの策定や研修等、コンプライアンスに係る活動を着実に進めた。さらに、内部統制の強化に向けた取組については、組織全体の重要リスクの識別、評価を行うとともに、経営層が包括的かつ横断的なリスクモニタリングを行い、組織的なリスクへの対応を継続することを目的として、内部統制にかかる理事会を開催した。</p> <p>法人の長のマネジメントについては、統合を契機に、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development)という新しいビジョンを発表した。ビジョンの達成に向けて、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行にあたるとともに、機構が取り組むべき重要な組織横断的な課題を設定し、理事会において取組状況を確認しつつ、今後の課題について継続的に議論してきた。また、職員に対して法人のミッションを周知徹底するための方策として、海外拠点の長が一時帰国した際の意見交換会や新入職員との意見交換会、現地職員の本邦研修における意見交換等、コミュニケーションの場を積極的に設けてきた。</p> <p>東日本大震災に際しては、地震発生当日に理事長を長とする安全対策本部を設置し、関係者の安否確認や国内拠点の被害状況の把握、国内拠点を活用した被災者支援を含む機構として 対応しうる震災に対応した支援について迅速かつ継続的な対応を行った。</p> <p>毎年度の業務実績に関しては、外部有識者を含めて機構内部で自己評価を行い、当該年度の業務実績報告を取りまとめた。また、外務省独立行政法人評価委員会や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等から受けた評価結果及び指摘・意見等が的確に業務運営に反映されることを目的に、年2回の業務実績モニタリングの実施、本部・国内拠点・海外拠点を対象としたセミナー開催、社内報への掲載等、組織内で幅広く周知がなされるよう取り組んだ。さらに、第2期中期目標期間中に受けた開発援助を取り巻く内外の動向や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」などの外部からの指摘事項等に適切に対応すべく、22年度には業務実績モニタリングの枠組の見直しを行った。なお、独立行政法人業績評価制度に倣い、第2期中期目標期間の最終年度には、22年度に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から受けた「勸告の方向性」等を踏まえ、第3期中期目標の下、適切に第3期中期計画を作成し、公表を行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期目標を達成した。</p>